

原 議 保 存 期 間	30年 (令和37年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	30年 (令和37年12月31日まで保存)

務 甲 達 第 2 9 1 号

令 和 7 年 1 0 月 1 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

育児休業等の取扱要領の改正について（通達）

対号 平成29年 6 月23日付け務甲達第47号「育児休業等の取扱要領の全部改正について（通達）」

育児休業等の手続については、対号により運用してきたところであるが、石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年石川県条例第 3 号）、石川県職員等の育児休業等に関する規則（平成 4 年石川県人事委員会規則第 4 号）及び育児休業等の運用について（通知）（平成 4 年 3 月27日付け人委発第146号）の一部改正により、別添のとおり育児休業等の取扱要領を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本要領の運用に伴い、対号は廃止する。

別添

育児休業等の取扱要領

第1 目的

この要領は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）（以下「育児休業法」という。）、石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年石川県条例第3号）及び石川県職員等の育児休業等に関する規則（平成4年石川県人事委員会規則第4号）に基づき、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 育児休業の概要

育児休業は、職員が子（養子を含んだ法律上の親子関係がある子及び育児休業法第2条第1項において子に含まれるとされる者をいう。以下同じ。）を養育するため、任命権者の承認を受け、その職を保有したまま休業する制度であり、その概要は次のとおりである。

1 対象となる職員

次に掲げる職員以外の職員が対象となる。

- (1) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 石川県職員の定年等に関する条例（昭和59年石川県条例第32号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (5) 石川県職員の定年等に関する条例（昭和59年石川県条例第32号）第9条第1項から第4項までの規定により、異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- (6) 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成17年石川県条例第9号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
- (7) 非常勤職員（6における非常勤職員を除く。）

2 期間

子が3歳に達する日（満3歳の誕生日の前日、以下「3歳到達日」という。）までの期間において、原則2回まで（男性職員が子の出生後8週間（出生の日から57日間）以内の期間において育児休業をする場合は、この原則2回までの育児休業とは別に2回まで）連続する一の期間で育児休業をすることができる。ただし、非常勤職員については6(2)のとおりとする。

3 再度の育児休業

養育する子について既に2回の育児休業(当該子の出生の日から8週間の期間内(出生の日から57日間以内)に職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。)が当該子についてした育児休業のうち最初のもの及び2回目のものを除く。)をしたことがあるときは、次に掲げる特別の事情がある場合を除き再度の育児休業をすることができない。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより育児休業の承認が効力を失った後、その産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなった場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により当該職員と別居することとなった場合
- (2) 育児休業をしている職員について育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとしたことにより育児休業の承認が取り消された後、新たな承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなった場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により当該職員と別居することとなった場合
 - ウ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)
又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合
- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより育児休業の承認が効力を失った後、休職又は停職の期間が終了した場合
- (4) 育児休業をしている職員が、職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより育児休業の承認が取り消された後、子を養育することができる状態に回復した場合
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、育児休業をしなければ子の養育に著し

い支障が生じる場合

4 育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長は、次に掲げる場合を除き、1回に限るものとする。

- (1) 配偶者が負傷又は疾病により入院した場合
- (2) 配偶者と別居した場合
- (3) 保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合
- (4) 育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じる場合

5 失効及び取消し

育児休業の承認は、次の(1)～(5)に該当する場合は効力を失い、(6)及び(7)に該当する場合は育児休業の承認を取り消すものとし、(1)、(2)及び(4)～(6)に該当する場合には職員は、職務に復帰するものとする。

- (1) 職員が産前の休業を始めた場合
- (2) 職員が出産した場合
- (3) 職員が休職又は停職の処分を受けた場合
- (4) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (5) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
 - ア 職員と育児休業に係る子とが離縁した場合
 - イ 職員と育児休業に係る子との養子縁組が取り消された場合
 - ウ 職員と育児休業に係る子との親族関係が民法第817条の2に規定する特別養子縁組により終了した場合
 - エ 職員と育児休業に係る子についての民法817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）
 - オ 職員と育児休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合
- (6) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合
 - ア 職員と育児休業に係る子とが同居しないこととなった場合
 - イ 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、育児休業の期間中、育児休業に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合

ウ 職員が育児休業に係る子を託児するなどして常態的に子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合

- (7) 育児休業をしている職員について育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとする場合

6 非常勤職員の育児休業

(1) 対象となる職員

次のいずれにも該当する職員

ア 子が1歳6か月に達する日（満1歳の誕生日から起算して6月を経過する日、以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から8週間の期間内（出生の日から57日間以内）に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、（2）ウの規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日、以下「2歳到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に任用されないことが明らかでない職員

イ 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は1年間の勤務日が121日以上である職員

(2) 期間

子が1歳に達する日（満1歳の誕生日の前日、以下「1歳到達日」という。）までの期間において、原則2回まで（男性職員が子の出生後8週間（出生の日から57日間）以内の期間において育児休業をする場合は、この原則2回までの育児休業とは別に2回まで）連続する一の期間で育児休業をすることができる。ただし、次に掲げる要件を満たす場合には、次に掲げる日まで育児休業をすることができる。

ア 子の1歳2か月到達日

職員の配偶者が子の1歳到達日以前において育児休業をし、職員の育児休業の期間の初日がこの1歳到達日の翌日後でなく、かつ、職員の配偶者の育児休業の期間の初日以後である場合（ただし、職員の育児休業の期間は最長1年（女性の場合は、出生日及び産後休暇の期間を含む。）とする。）

イ 子の1歳6か月到達日

1歳から1歳6か月到達日までの子を養育する職員が次に掲げる場合のいずれにも該当する場合

- (ア) 子の1歳到達日の翌日（当該職員の配偶者が子の1歳到達日の翌日以降に育児休業をする場合にあっては、その育児休業期間の末日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業を取得しようとする場合

- (イ) 職員又はその配偶者が子の1歳到達日において育児休業をしている場合
- (ウ) 子の1歳到達日後の期間について、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる次の場合
 - a 保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
 - b 常態として子を養育している職員の配偶者であって、子の1歳到達日後の期間について常態としてその子を養育する予定であったものが、次のいずれかに該当した場合
 - (a) 死亡した場合
 - (b) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することが困難な状態になった場合
 - (c) 子と同居しないこととなった場合
 - (d) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合
 - c 第2の3(1)～(4)に掲げる事情に該当した場合
- (エ) 職員が子の1歳到達日（職員がアに該当してする育児休業期間の末日が子の1歳到達日後である場合にあっては、その末日）後の期間において(ア)～(ウ)に該当して育児休業をしたことがない場合

ウ 子の2歳到達日

前記イの規定は、1歳6か月から2歳到達日までの子を養育するため、その子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業を取得しようとする場合について準用する。この場合において「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(3) その他

再度の育児休業、育児休業の期間の延長、失効及び取消しについては、第2の3から5までの規定を準用する。

第3 育児休業の手続

1 育児休業の承認

職員は、育児休業の承認を受けようとするときは、育児休業を始めようとする日の2週間前までに育児休業承認請求書（別記様式第1号）により請求し、所属長及び警務部警務課長を経由して、本部長の承認を受けるものとする。

育児休業期間の延長の承認の場合も、同様とする。

職員が複数の子を養育している場合において、そのうちの1人について育児休業の

承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

2 育児休業の承認の失効及び取消し

育児休業をしている職員は、第2の5(4)～(6)の事由が発生した場合には、養育状況変更届（別記様式第2号）により遅滞なく、所属長及び警務部警務課長を経由して、本部長に届け出るものとする。

育児休業をしている職員について、第2の5(1)又は(2)の事由が発生した場合には、所属長は、育児休業等職員の産休等報告書（別記様式第3号）により遅滞なく、警務部警務課長に報告するものとする。

第4 育児短時間勤務の概要

育児短時間勤務は、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、任命権者の承認を受けて常時勤務を要する職を占めたまま短時間勤務をする制度であり、その概要は次のとおりである。

1 対象となる職員

次に掲げる職員以外の職員が対象となる。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 石川県職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (5) 石川県職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により、異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

2 勤務形態

(1) 通常勤務職員

	勤務日・勤務時間	週休日
1	月～金 3時間55分勤務 (計19時間35分)	土日
2	月～金 4時間55分勤務 (計24時間35分)	土日
3	月～金のうち3日 7時間45分勤務 (計23時間15分)	土日と月～金のうち2日
4	月～金のうち2日 7時間45分、1日 3時間55分勤務 (計19時間25分)	土日と月～金のうち2日

(2) 毎日制勤務職員、交替制勤務職員

	勤 務 時 間	週 休 日
4週間ごとの期間につき	1週間当たり 19時間25分、19時間35分、 23時間15分、24時間35分 のいずれか	8日以上
4週間を超えない期間につき	1週間当たり 19時間25分、19時間35分、 23時間15分、24時間35分 のいずれか	1週間当たり1日以上 の割合の日

勤務日が引き続き12日を超えず、かつ、1回の勤務が16時間を超えないこととする。

3 期間

子が小学校就学の始期に達する日(満6歳に達する日以後の最初の3月31日をいう。以下同じ。)までの期間において、1月以上1年以下の期間に限り、連続する一の期間で育児短時間勤務をすることができる。

4 再度の育児短時間勤務

育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、育児短時間勤務をすることができない。ただし、次に掲げる特別の事情がある場合には、再度の育児短時間勤務をすることができる。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより育児短時間勤務の承認が効力を失った後、第2の3(1)ア、イに掲げる場合に該当することとなった場合
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、その子以外の子に係る又は内容の異なる育児短時間勤務の承認により従前の育児短時間勤務の承認が取り消された後、第2の3(2)ア～ウに掲げる場合に該当することとなった場合
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が、休職又は停職の処分を受けたことにより、その承認が効力を失った後、休職又は停職の期間が終了した場合
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が、職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより承認が取り消された後、子を養育することができる状態に回復した場合
- (5) 育児短時間勤務の承認が、内容の異なる育児短時間勤務を承認しようとする事により取り消された場合
- (6) 育児短時間勤務の終了後、3月以上の期間を経過した場合(育児短時間勤務の承

認の請求時、子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書（別記様式第4号）により本部長に申し出た場合に限る。）

- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより育児短時間勤務をしなければ子の養育に著しい支障が生じる場合

5 育児短時間勤務の期間の延長

育児短時間勤務の期間は、1月以上1年以下の期間を限度として延長することができる。また、延長回数に制限はないものとする。

6 失効及び取消し

育児短時間勤務の承認の失効及び取消しについては、第2の5の規定を準用するものとする。この場合において第2の5（6）ウ中「常態的に」とあるのは「育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、」と読み替えるものとする。

また、育児短時間勤務をしている職員について育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとする場合は育児短時間勤務の承認を取り消すものとする。

第5 育児短時間勤務の手続

1 育児短時間勤務の承認

職員は、育児短時間勤務の承認を受けようとするときは、育児短時間勤務を開始する日の2週間前までに育児短時間勤務承認請求書（別記様式第5号）により請求し、所属長及び警務部警務課長を経由して、本部長の承認を受けるものとする。

育児短時間勤務期間の延長の承認の場合も、同様とする。ただし、育児短時間勤務の終了後3月以上の期間を経過した後再度の育児短時間勤務を予定する職員にあっては、当初の育児短時間勤務の承認の請求の際に育児短時間勤務計画書を提出しなければならない。また、育児短時間勤務計画書を提出した職員は、その提出後、育児短時間勤務計画書において変更が生じた場合には遅滞なく変更が生じた事項を届け出るものとする。

2 育児短時間勤務の失効及び取消し

育児短時間勤務をしている職員について、育児短時間勤務の承認が効力を失い又は取消しされる場合には第3の2の規定を準用する。

第6 部分休業の概要

部分休業は、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、任命権者の承認を受け、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しない制度であり、その概要

は次のとおりである。

1 対象となる職員

次に掲げる職員以外の職員が対象となる。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員
- (2) 非常勤職員（第6の6における非常勤職員を除く。）

2 期間等

子が小学校就学の始期に達するまでの間、1年の期間ごとに、あらかじめ、次に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で請求するかを選択し申し出るものとする。

(1) 第1号部分休業

1日につき2時間（特別休暇及び介護時間（以下「特別休暇等」という。）を承認されている職員は、2時間から特別休暇等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内

(2) 第2号部分休業

1年につき77時間30分を超えない範囲内

3 取得単位

(1) 第1号部分休業については30分を単位とする。

(2) 第2号部分休業については1時間を単位とする。ただし、以下の場合においては例外とする。

ア 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったときは、当該勤務時間の時間数

イ 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったときは、当該残時間数

4 申出内容の変更

配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより申出の変更を行わなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じる場合に限り、当該申出の内容を変更（以下「第3項変更」という。）することができる。

5 失効及び取消し

失効及び取消しについては、第2の5の規定を準用する。ただし、(7)の規定については除く。また、第3項変更をしたときは、変更前の部分休業の承認を取り消すものとする。

6 非常勤職員の部分休業

(1) 部分休業の対象となる職員

1 週間の勤務日が 3 日以上とされている職員又は 1 年間の勤務日が 121 日以上である職員

(2) 期間等

子が小学校就学の始期に達するまでの間、1 年の期間ごとに、あらかじめ、次に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で請求するかを選択し申し出るものとする。

ア 第 1 号部分休業

1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内（当該職員が特別休暇等の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内かつ 2 時間から当該特別休暇等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）

イ 第 2 号部分休業

当該職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間に 10 を乗じて得た時間を超えない範囲内

(3) その他

取得単位、申出内容の変更、失効及び取消しについては第 6 の 3 から 5 までの規定を準用する。

7 留意事項

部分休業の請求を申し出る 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。

第 7 部分休業の手続

1 部分休業の承認

職員は、部分休業の承認の請求、申出又は第 3 項変更をしようとするときは、部分休業簿（別記様式第 6 号）により行うものとし、所属長を経由して本部長の承認を受けるものとする。

なお、部分休業の承認は、所属長専決事項（所属長職員については警務部長専決事項）とする。

2 部分休業の失効及び取消

部分休業をしている職員については、部分休業の承認が効力を失い又は取消しされる場合には第 3 の 2 の規定を準用する。

第 8 給与等の取扱い

育児休業、育児短時間勤務及び部分休業をしている職員の給与等の取扱いは別表 1 のとおりとする。

第9 休暇の取扱い

育児短時間勤務及び部分休業をしている職員の休暇の取扱いは別表2のとおりとする。

第10 妊娠又は出産等についての申出があった場合の取扱い

職員は、当該職員又はその配偶者が妊娠あるいは出産したことその他これに準ずる事実を申し出た際に、育児休業に関する制度その他の事項の教示を受け、かつ、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を受けるものとする。

第11 その他

- 1 その他育児休業等の取扱いに関し必要な事項は、本部長が定めるものとする。
- 1 第6の2(2)における令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業の上限は38時間45分(第6の6(2)における非常勤職員においては1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間)とする。

別表1・別表2 別記様式 (略)